① 識別番号と住所

(1)識別番号

特許庁に対して何らかの手続をすると識別番号が通知されます。識別番号には、氏名 (名称)と住所(居所)が紐付いていて、書類に識別番号を記載すれば住所の記載を省略 することができます。識別番号を記載できるのは主に出願中の案件で、登録になった後は 基本的に識別番号を使用しません。

識別番号を記載しなくても氏名(名称)と住所(居所)が同じであれば、特許庁が識別番号を特定してくれますが、氏名(名称)か住所(居所)が違っていると、また新たな識別番号が付与されることになります。



(2)住所変更

出願中の案件については、識別番号の住所について住所(居所)変更届を提出することで、全ての出願案件について住所が変更されます。

登録後の案件については、識別番号から独立していますので、登録ごとに表示変更登録申請書を提出する必要があります。表示変更登録申請だけして、識別番号の住所(居所)変更をしていないと、新たな案件が旧住所で登録されてしまうという状況になります。

法人の場合、住所は本店所在地にすることになっています。登録後に移転登録申請する場合、譲渡証書に押印して印鑑証明書を添付するので、本店以外になっていると住所が合わない事態になります。



(3) 商標権の存続期間の更新登録申請

商標の更新に関しては、登録後ですが識別番号を記載して手続します。更新は10年ごとなので、識別番号の住所(居所)変更はしていたけど、登録ごとの表示変更登録申請をしていない場合があり、住所が合わないという状況があり得ます。なお、特許料(維持年金)納付に関しても、減免を受ける場合は識別番号を記載することになるので同様です。



(4)不備の連鎖

例えば、登録名義人の移転登録申請書を提出した後すぐに、移転後の住所で存続期間の 更新登録申請書を提出した場合に、先の移転登録申請書が不備で手続が却下になると、後 の更新登録申請書も住所が合わずに不備となります。また、他の出願案件の拒絶理由を解 消するために一時的に名義変更した場合に、手続が却下されたりすると、補正が可能な時期 を過ぎて拒絶を解消できなくなるといった事態になることもあり得ます。



(5) 識別番号の統合

識別番号が複数ある場合は、氏名(住所)と住所(居所)を一致させた上で、Iつに統合してもらうことが可能です。識別番号の住所は、特許情報プラットフォーム(J-PlatPat)で公報をPDF表示すれば確認できます。

こちら特許部

NIPPO 日峯国際特許事務所

ご質問やご相談を承ります。 どうぞ、お気軽にお問い合わせください。



